

2019年10月29日
株式会社日本政策金融公庫

**令和元年台風第19号に伴う災害により被害を受けた
中小企業者等の皆さまに対する特別措置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和元年台風第19号による災害に伴う被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、既に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、10月29日付で、特に著しい被害を受けた都道府県に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始しました。

日本公庫は、このたびの台風に伴う災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

対象者	令和元年台風第19号に伴う災害により被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県 <small>の区域に事業所を有する中小企業・小規模事業者等</small> であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあつては3千万円)

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般災害特例措置(貸付利率の引下げ)を追加実施しません。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。